

**公益財団法人 循環器病研究振興財団**  
**評議員及び役員の報酬等に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人循環器病研究振興財団（以下「本財団」という。）定款第16条及び第34条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定め、適正な財団運営に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (6) 費用とは、定款第16条第2項及び第34条第2項に基づき、職務の遂行に伴い、直接発生する交通費、通勤費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等)

第3条 本財団は、定款第16条第1項及び第34条第1項に定めるところにより、役員等に対して職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員等が、本財団に係る職務を執行したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、その対価として別表1から別表3に定める額に基づき算出した報酬を支給する。ただし、常勤の役員で職員を兼ねる者については、別表1から別表3に定める額の2分の1を基に算出した報酬を支給する。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 理事長の委嘱による評価委員会及び選考委員会等の委員の職務
- (3) 監事の監査等の職務

3 前項の規定に基づき役員等へ支給する年間総報酬額は、評議員は定款第16条第1項に規定する200万円、理事は200万円及び監事については50万円を超えないものとする。

(常勤の役員の報酬、退職手当等)

第4条 本財団は、前条に定める報酬等以外には、常勤の役員に対する月例報酬、賞与及び退職手当等を支給しない。

(支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、評議員会、理事会、委員会その他行事等への出席の都度、通貨をもって

直接本人に支給するものとする。ただし、本人が指定した本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うことができる。

2 すべての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

#### (費用)

第6条 役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要する者については前もって支払うことができる。

2 常勤の役員に対して、通勤に要する交通費として、別に定める給与規程に準じて通勤手当を支給することができる。

3 役員等には、出張に要する旅費（日当及び宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程に準じて支給することができる。ただし、第3条第2項に規定する報酬等を支給するときは、旅費のうち日当は支給しない。

#### (公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

#### (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附則

1 この規程は、公益財団法人循環器病研究振興財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、平成25年3月7日から施行する。

3 この規程は、平成27年6月29日から施行する。

### 【別表1】

役員等の評議員会及び理事会出席の報酬

区 分	支給範囲及び報酬額
(1) 評議員会・理事会出席	・ 1日当たり 10,000円（源泉所得税控除後の金額）

### 【別表2】

役員等の選考委員等委嘱の報酬

区 分	支給範囲及び報酬額
(1) 公募研究助成選考委員	・ 1回当たり 15,000円（源泉所得税控除後の金額）
(2) 調査研究評価委員	・ 1回当たり 15,000円（源泉所得税控除後の金額）
(3) 指定研究助成検討委員	・ 1回当たり 15,000円（源泉所得税控除後の金額）
(4) 厚生労研専門委員	・ 1回当たり 15,000円（源泉所得税控除後の金額）

(注) 1. 上記(1)について、選考にかかる業務量が著しく多い場合は、1回当たり5万円（源泉所得税控除後の金額）を上限として、理事会の決議を経て理事長が決定することができる。

2. 上記(4)は、厚生労働科学研究推進事業専門委員及びこれに準ずる委員をいう。

### 【別表3】

監事の監査等に係る報酬

区 分	支給範囲及び報酬額
(1) 監事の監査・調査	・ 1日当たり 20,000円（源泉所得税控除後の金額）
(2) 監査・調査に関連する職務	・ 1日当たり 20,000円（源泉所得税控除後の金額）

(注) 上記(2)は、評議員会、理事会又は理事長の要請により実施される職務とする。